

平成 29 年度 第 2 回 浜松市総合教育会議 議事録

開催日時：平成 29 年 9 月 12 日（火）13:30～15:30

傍聴者：4 名 報道関係者：2 名

次第

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 本日の協議事項
 - (1)「子どもと向き合う時間の確保」について
 - (2)「コミュニティ・スクールの推進」について
- 4 その他
- 5 閉会

1 開 会

市長、教育委員会（6名）全員出席

（事務局：企画調整部長 山名）

ただいまから、平成 29 年度第 2 回総合教育会議を開催します。
会議の開催に先立ちまして、市長からごあいさつをお願いします。

2 市長あいさつ

（鈴木市長）

本日はご多用の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。今回は、教育委員の皆様からご提案がありました、教員が子どもと向き合う時間をどのように増やしていくか、いわゆる教員の多忙化の解消を協議事項とし、皆様からいろいろなお知恵やご意見を賜りたいと思います。

コミュニティ・スクールについては、これまでもご議論をいただいてまいりましたが、関連法令の改正等により国の方針も示されましたので、それらを踏まえて更に議論を深化をさせていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

（事務局：企画調整部長 山名）

それでは、本日の議題に入ります。ここからの進行は花井教育長をお願いします。

3 本日の協議事項

(1)「子どもと向き合う時間の確保」について

（花井教育長）

それでは、次第に沿って進めてまいります。次第の 3 本日の協議事項 (1)「子どもと向き合う時間の確保」について事務局から説明をお願いします。

(教職員課 参事)

資料 1 をご覧ください。「1 概要等」について、政府の教育再生実行会議は、学校現場が教員の長時間勤務によって支えられている状況は限界にきていると指摘し、教員の働き方改革を提唱しています。別紙 1 の教育再生実行会議参考資料「子供をめぐる現状と課題」をご覧ください。学校が抱える課題が複雑化・困難化している現状として、平成の初め頃と現在との比較があります。不登校児童生徒や特別な支援を要する児童生徒が大きく増えているといった様々なデータから、現在の学校現場において指導に時間がかかる実態が浮き彫りになっています。

続いて「「学校」の在り方の国際比較① (イメージ)」では、日本と諸外国の教員の業務の違いを端的に示しています。諸外国の教員が主に授業に特化しているのに比べ、日本の教員は学力だけでなく心の育成、体の育成、いわゆる知・徳・体を家庭や地域とも連携しながら、全てカバーしているのが特徴です。

これが日本の教育の良さであり、諸外国からも注目されている点ですが、社会構造や児童生徒の行動等の複雑化・多様化により学校が抱える課題が増えるとともに、学習指導要領の改訂により授業時間が増加する等、教員の多忙が社会問題化しています。

しかし、教員の多忙解消のために正規教員を増やすことには限界があります。他都市では学校現場の意識改革や業務改善等、大規模な予算措置をしないで取り組めるところから着手しています。

資料 1 の 1 ページにお戻りください。本市においても全国と同様の課題を有しており、学校事務センターやコミュニティ・スクールに取り組んでいます。

「2 本市における教員の現状」について、別紙 2 の 1 ページをご覧ください。8 月に市内の教員に調査を実施しました。これは教員の 1 日に占める活動を表した円グラフです。年齢層が比較的厚く、最前線で子どもと向き合っている 20 歳代を抽出しています。表 1 が小学校、表 2 が中学校の教員です。小学校では授業が 4 時間 30 分、朝読書等が 2 時間 30 分、部活動指導が 1 時間 30 分と続いています。その間、食事をしながらの給食指導、清掃指導等、児童が下校するまで教員は休む間もなく業務に追われています。中学校では、部活動指導が大幅に増え、教室に入れたい生徒の対応等の生徒指導が多くなります。これが実際の学級担任の姿ですが、全ての教員がこのような実態ではなく、児童生徒がいない夏休みや冬休みは、ほぼ定時退庁ができています。今回は 20 歳代の若手教員を例に挙げましたが、教員経験を重ねていくと早く退勤する職員も多くなっています。

1 ページに戻りまして、「(3) 課題」としては、教員が抱える多種多様で多量な業務の中から教員が本来行うべき業務を精選すること。その上で人的資源をどのように投入すれば有効なのか検討する必要があること。また、子どものためという使命感が教員の長時間労働を生んでいるという実態から、時間管理や自助努力等の意識改革も必要であることが課題として明確になってきました。

そこで「3 他都市等における取組」を紹介します。(1) は静岡県教育委員会の取組です。県教委では、平成 28 年度から 3 年計画で「未来の学校『夢』プロジェクト」を立ち上げ、県内 4 市町教委を推進地区として教職員の多忙化解消に取り組んでいます。このモデル地区には、加配教員やスクールカウンセラー等の人的資源を重点的に投下し、勤務環境改善に関わる各校の取組を推進する校内体制を整備するとともに、配置した人的資源の検証等も行っています。

2 ページの「イ 成果」として、教員の業務をサポートする校務サポーターの有効性が確認されました。また、退勤時刻に上限を設定し、これを厳格に守らせることで時間管理の意識が醸成されたということも報告されています。

(2) は、東京都港区の取組です。港区では、時間外に学校へ電話をかける等、必要以上に教員の業務を増やすことがないよう、保護者宛てに教員の定時退勤等について周知するための文書を通知しました。これは予算をかけないで多忙化解消に取り組んでいる例になります。この取組を実施した場合、子どもの命に関わること等、緊急の場合に学校と連絡が取れるような仕組みが必要になります。例えば学校の警備の委託業者と調整し、コールセンターを開設すること等が考えられます。

「4 本日の協議のポイント」ですが、今年度「はままつ人づくり未来プラン検討委員会」の下部組織として教育委員会内に「学校運営改善推進部会」を設置し、検討を進めています。今回の総合教育会議で示された方向性を基に、学校運営改善推進部会で具体案を更に練り上げる予定になっています。

ご協議いただくポイントとして、大きく 3 つの視点に絞りました。四角で囲ったところをご覧ください。まず「ア 教員の授業準備時間を確保するためには？」という視点です。3 ページをご覧ください。教員が本来行うべき業務を精選し、「やめる」「減らす」「変える」ことで、授業準備時間をいかに確保していくか、この取組例として教員アシスタントの配置を考えました。

教員アシスタントの配置により、授業補助だけでなく、校内の掲示物の作成補助や教材準備等、教員の校務に関わる時間を削減できます。この教員アシスタントは、先ほど説明しました静岡県での先行事例でも高い評価を得ていますし、岡山市、草加市等でも導入されてきています。教員の授業以外の校務のサポートについては学校現場からも強く求められていますので、ぜひ実現したい取組です。

続いて、「イ 「チーム学校」を推進するためには？」です。欧米諸国の教員に比べ、日本の教員は多岐にわたる生徒指導を担っていることから、教員以外の人的資源をどのように学校に投入したら良いか、という議論をお願いしたいと思います。

有効であろう取組例として、中学校において長時間労働の要因になりがちな部活動支援員の配置が考えられます。これについては、国の部活動ガイドラインが平成 29 年度中に策定予定のため、その動向も踏まえ検討する必要があります。

当然ながら、学校内での意識改革に基づく自助努力も必要です。それが 3 つ目の視点である「ウ 意識改革を促進するためには？」になります。取組例として、勤務時間管理システムの導入が考えられます。現在、学校における勤務時間管理は本人の自己申告が主体となっていますので、タイムレコーダー等の機器を導入し集中管理することで、教員の超過勤務の防止に役立てていくことも効果的だと思われます。

4 ページをご覧ください。教員の時間確保、チーム学校の推進、意識改革等の 3 つの視点ごと、先ほど申し上げました取組も含め、課題に対応するため有効な取組例を挙げました。この取組例は、すでに他都市で実施しているものや事務局で考えたものも網羅しています。中には上から 6 行目にある長期休業中の閉庁日（お盆期間等）の設定や、下から 2 行目の多忙化解消アイデアの募集等、大きな予算をかけないで取り組めるものもあります。

最後に、これからの協議では本市の教職員がゆとりを持って子どもと向き合い、大きな教育成果を上げるには何に重点を置いて施策展開していけば良いかという大きな方向性をお示し願えればと思います。加えて、教員の時間管理の意識改革を促し、校務の無駄を減らし、効果的な人的措置を行うには、といった視点での協議をお願いする中で、本市が目指す未来の学校像が具現化・共有化できたらと考えています。

(花井教育長)

ただ今の説明について、ご質問はありますか。

(鈴木市長)

2点質問します。資料の別紙2、教員の活動分析に挙げられている授業の準備や答案の採点等について、今も昔も同じような業務内容ではないかと思いますが、昔に比べて長時間勤務になっている要因にはどのようなことが考えられるのでしょうか。もう1つ、夏休み等の長期休業中の閉校日に教員はどのような働き方をしているのでしょうか。

(花井教育長)

それでは、まず昔と今の教員の働き方の違いについて説明をお願いします。

(教職員課 参事)

資料の別紙1のとおり、子どもの数はかなり減りましたが、不登校や暴力行為等が大幅に増加しています。

(鈴木市長)

では、そういった困難な指導を要する子どもへの対応等の業務内容が資料の別紙2の円グラフの中に示されなければなりません、どこに表れていますか。

(教職員課 参事)

授業や教室に入れない生徒の対応といった部分に含まれています。

(鈴木市長)

授業時間は昔と一緒でしょうし、円グラフでは教室に入れない生徒の対応以外の活動も含めて1時間半となっています。困難な指導を要する子どもに対応しなければならない精神的な負担が大きくて追い詰められているのか、業務量が多くて勤務時間が長くなってしまっているのか、多忙となっている背景によって対応の仕方が違ってくると思います。

(教職員課 参事)

勤務終了後に保護者に電話をかけた、問題行動があるような子どものケース会議を行ったりといった業務でかなりの時間を費やしているのではないかと思います。

(鈴木市長)

その部分については、あまり円グラフには出てきていません。

(教職員課 参事)

中学校教員の表には、欠席した生徒への電話等が出ています。

(鈴木市長)

これは毎日 30 分行っているのですか。

(教職員課 参事)

端的に教員の 1 日を取り出した例になりますので、毎日というわけではありません。

(鈴木市長)

欠席した生徒への電話の 30 分と、教室に入れない生徒の対応に係る時間、こちらは内訳が分かりませんが全体で 1 時間半ですので、せいぜい 1 時間ぐらい削れば済むということになります。

時間の問題というよりも、対応に苦慮するようなケースが増え、精神的に追い詰められていることが多忙感につながっているのではないのでしょうか。

多忙感というのは非常に感覚的なものです。例えばノーベル賞を受賞された天野教授は、土日も夜中まで仕事をされ、多忙な日々を過ごされていますが、忙しさを苦にされているご様子はありません。私は時間というよりも精神的な部分が多分に影響していると思います。問題の所在が時間にあるのか業務の質にあるのかについて、まずはっきりさせ、そこから対策を検討すべきだと思います。

(指導課長)

ご指摘のように、円グラフの中に子どもの実態の変化が時間として表れていないところはあるかと思います。教育を取り巻くそのほかの環境の変化として、個人情報管理が厳重になるとともに、ICT の導入で学校のネットワークを使わないと処理ができない仕事が増えており、テストの採点等は自宅に持ち帰りができなくなりましたので、学校での勤務時間が増えているといったこともあります。

(鈴木市長)

昔の教員もテスト採点は今と同様に行っていたと思いますので、業務にかかる時間は変わらないと思います。

(指導課長)

資料の別紙 2、円グラフの表 1 では、授業の 4 時間半、朝読書指導等の 2 時間半、部活動指導の 1 時間半、これを合計すると 8 時間 30 分です。教員の勤務時間は 7 時間 45 分ですので、そもそもやらねばならない仕事と勤務時間の比率が伴っていないという部分があります。

(石田委員)

負担感や多忙感ももちろんありますが、教職員の長時間労働が過労死ラインであるということは、国の調査でも明らかになっています。たまたまこの資料では分かりにくいかもしれませんが、それは明白な事実だと思いますので、今日は勤務時間も含めて話を進めていければと思います。

(渥美委員)

石田委員がおっしゃったように、教員の勤務時間が長時間化していることはデータで示されています。

そういったデータも今回の資料として出していただきたかったですが、勤務時間の絶対数の問題と精神的な問題の両面があり、どちらかが原因だということではないと思います。

(安田委員)

先ほどの昔と今の働き方がどのように違うのかについて、管理のことも挙げられるのではないかと思います。昔は部活動を子どもだけでやっている間に会議や授業の準備等ができていましたが、今は管理責任の問題があり、部活動には必ず教員が立ち会わなければなりませんので、部活動と会議は並行してできません。教員自体の仕事は大きくは違いませんが、そういった部分が違ってきています。

(鈴木市長)

時間の使い方が厳格になっているということですか。

(安田委員)

そうです。それに加え、これは学校の意識の問題かもしれませんが、細分化した仕事が増えています。例えば、道徳のコーディネーターのような昔はなかった役職が増え、それに関連する仕事が増えていくような状況にあります。

(石田委員)

法律に関わることもかもしれませんが、例えば開校日は勤務時間を長くし、夏休み等の閉校日は短くすることで勤務時間の平準化を図ることは可能なのでしょうか。

(鈴木市長)

就業時間等の制度整備が必要となります。

(渥美委員)

勤務時間の問題もありますが、教師の多忙化解消に向けては質の問題をどうしても無視することができません。例えば、不登校や非行に走る子どもは数十年前と比べて大幅に増加していますし、保護者への対応も昔と今では質が異なっています。この質の違いを無視することはできないと思います。

(鈴木市長)

私も質の問題は大きいのではないかと思います。

(渥美委員)

量的に大変な問題と質的に大変な問題は少し違います。それを一緒にして時間の問題で解決しようとしても解決しきれないと思います。例えば、専門家の知識が必要になる部分と教員自身が訓練しなければならない部分を場合分けして対応を考えなければ、多忙感の解消にはつながらないと思います。

(鈴木市長)

私も課題を分けて対策を練らければ適切な対応ができないと思います。時間が長くなっていることもあるかもしれませんが、学校や教員を取り巻く環境の変化により精神的な負担感が増しているように思います。例えば昔は教員の暴力にある程度寛容な雰囲気がありましたが、今同じことをすると大変大きな問題になります。教員の地位や権威、働く環境が大きく変わっていますので、そういった精神的な負担感のほうが大きいのではないかと思います。

(花井教育長)

大きな視点からご意見をいただいておりますが、先ほどの市長からのご質問、教員の夏休み中の働き方についてお答えをお願いし、今日の3つのテーマについての議論へと進めたいと思います。

(指導課長)

中学校では、一般的に長期休業に入るタイミングで部活動の各種大会が始まります。7月末から8月上旬に県大会、8月第1週から2週にかけて東海大会ですので、勝ち進んでいる部活動を担当している教員は、半日部活動、半日研修や秋の授業の指導案づくり等をして定時に帰るという生活です。その他の教員は、8月上旬に開かれる各種研修会に参加しながら指導案づくり等をして定時退庁しています。また、児童生徒がいる期間にはなかなか休めませんので、長期休業中に有給休暇のまとめ取りをして身体を休めることも一般的です。

(鈴木市長)

部活動の担当でない教員は、毎日研修に参加するのですか。

(指導課長)

教科の研修、経営上の研修、中学校区単位で実施している小中一貫教育の研修等4~5種類の研修にほぼ毎日参加します。今年度は新学習指導要領の周知研修等もあり、例年より研修の回数は多くなっています。

(鈴木市長)

それでは、研修と部活動が主な業務内容になりますか。

(指導課長)

研修と部活動、それから2学期分の授業準備、教材準備等になります。

(鈴木市長)

夏休み中に計画的・長期的に準備をすることができれば、他の業務に時間を充てることも考えられるのではないかと思います、夏休みの時間管理について確認させていただきました。

(花井教育長)

それでは、資料 1 の 2 ページをご覧ください。「4 本日の協議のポイント」の囲みのところにありますように、顕在化した課題に対応するための 3 つの視点を踏まえ、協議をまいります。

本日の進め方としては、ア、イ、ウの 3 つの視点についてそれぞれご意見やご提言をいただいた後に、全体を通してどのようなことに重点的に取り組む必要があるかについてお伺いしたいと思います。

では最初に「ア 教員の授業準備時間を確保するためには？」についてご意見、ご提言をお願いします。

(安田委員)

3 ページの一番上の「教員の授業準備時間を確保するためには？」に「教員が本来行うべき業務を精選し」と書いてありますが、私はこの表現に少し疑問を感じました。例えば、別紙 2 の円グラフのテストの採点、ノートの点検、宿題への対応、授業準備は当然教員が本来行うべき業務です。その内容について時間短縮する等の工夫をすることはできますが、本来の業務を精選するのはおかしいと思います。

そうではなくて、学校の中に本来教員が行うべきではない業務がどれくらい入っているのか洗い出すべきです。洗い出しについては、すでに毎年校長会と教育委員会が話し合う場を設けていますが、そこでの協議を経ても結局教員が行うことになる業務もあります。そういった業務を例えば教員アシスタントが行うことも考えられます。私は、教員アシスタントという名称より校務アシスタントや校務サポーターといった学校全体をサポートするというニュアンスが含まれた名称のほうが良いかと思います。

それから、時間の確保を生み出すために「学校を元気にする委員会」という教員による検討会が組織されていますので、そこで学校から取り除ける業務を具体的に挙げてもらい、どこで担うべきか 1 つずつからでも決めていければ良いと思います。

(鈴木市長)

今日のような協議の場に業務の棚卸しリストが出てこなければ、具体的な議論ができません。これだけ何年も前から多忙化と言われているのですから、教員が行う必要があるのか検討すべき業務のリストがあるのではないですか。

(教職員課長)

業務のリストについては、今年から県費負担教職員の権限移譲に合わせ、浜松独自の学校事務センターを立ち上げて進めているところです。したがって、学校事務センターと教員等との業務、役割分担の調整中であり、まだ明確なものができていない状況にあります。

(鈴木市長)

業務分担のリストを出してもらわないと判断のしようがありません。

(石田委員)

私も安田委員と市長と同意見で、無駄な業務をまずやめる、減らすということをしていかなければ、アシスタントを配置しても結局その人が無駄かもしれない業務を引き続きこなしていってしまうことになります。それではアシスタントが何人いても足りないという状態になりかねませんので、業務の精選

が必要だと思えます。

(渥美委員)

私も先ほどの「学校を元気にする委員会」等からいろいろな意見をお聞きしましたが、業務の分析や教育委員会や市への提案がまだ漠然としているのではないかと感じています。例えば、職員会議の合理化・効率化の工夫や保護者からの苦情対策等について教師サイド、学校サイドだけで工夫する余地はいくらでもあると思います。その中で、一学校、一教師に任せるのではなく、専門家に対応してもらわなければならない部分について現場から洗い出してもらうことが必要です。教育委員会としては、学校に依頼する調査やアンケート、配布物について、教員の時間を確保するためにどこまでが 필요한のか検討する必要があります。それぞれの主体ごとに分類し、その対策を考えていかなければいつまでたっても具体的な制度としての改革にならないと思います。

(鈴木市長)

協議のポイントは、事務の効率化・省力化、部活動、困難な指導を要する子どもへの対応、保護者からのクレーム等への対応の 4 つぐらいになるのではないのでしょうか。この 4 つに対してどのように対応するかについて考えたほうが良いと思います。

(花井教育長)

そういった切り口もあろうかと思いますが、次の「チーム学校」の推進や意識改革の促進といった視点の中にも同様のポイントが含まれていますので、まず「「チーム学校」を推進するためには？」についてご意見をいただき、最後に大きな視点から教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて方向性やヒントをいただければと思います。

(太田委員)

学校を訪問すると、5 時になると保護者からの電話が次々とかかってきて長時間電話対応しなければならないといった話をよく聞きます。5 時以降は学校の電話を自動的に切り替えるという方法もありますが、教員としては子どもの様子を保護者からも聞き取りしたいといった思いがあると思います。例えば不登校や発達障害等に対応する専門家や、学校の中で問題が起きたときに対応してくれる専門家と連携し、教員の本来の仕事が停滞しないように学校全体で支援できるような体制をとることができれば良いと思います。

(鈴木市長)

そうした対応を必要とする子どもや保護者は一つの学校で何十人もいるものではないと思いますので、校長が対応することはできないのでしょうか。

(太田委員)

校長が対応する保護者ももちろんいますが、学級担任が対応する場合もありますし、一律に決まっているものではありません。

(鈴木市長)

校長の職務は学校経営の管理ですので、こういった問題に対処するのも経営者の大事な仕事になるのではないのでしょうか。

(花井教育長)

通常は学校担任、授業のことについては教務主任、それでも納得いただけない場合は教頭が対応し、最終的には校長となりますが、時間をかけて説明して分かっていた場合と、なかなか理解いただかず保護者が教育委員会まで訴えるといった場合があります。校長は学校の最高責任者、リーダーであることをしっかり受け止めて頑張ってくれていますが、保護者とコミュニケーションもうまくとれない案件があり、その対応に苦慮しています。

また、スクールソーシャルワーカー等の福祉、市の関連部署、警察、医療等につながるような学校だけでは解決できないケースも増えてきている実感があります。

(鈴木市長)

学校や教員だけで抱え込むのではなく、できるだけ速やかに専門家につなぐ等、システムティックに対応できるようになると良いのではないのでしょうか。

(太田委員)

教員の性格上、最初は学級担任が抱え込んで、自分が病んでしまって学校へ来られなくなってしまう方もいらっしゃいますので、きちんとシステム化できれば精神的な負担も軽減するのではないかと思います。

(鈴木市長)

校長が手助けしているケース、教頭が関わっているケース、学級担任が抱えこんでいるケース等、様々なケースを初期段階で仕分けし、対応を判断していく必要があります。

(渥美委員)

ご指摘はそのとおりですが、例えば警察につなぐ場合には、よほど刑事事件的なものでないと対応してもらえないこともあるかと思います。

(鈴木市長)

もちろんそういった場合は、元警察経験者のようなベテランの方のチームを組織していただき、そこで対応するといったことも考えられると思います。

(渥美委員)

それも 1 つの対応策ですが、保護者と学校との信頼関係にも影響するものになりますので、何でも学校外に任せるのではなく、まず学校サイドでなぜ対応できないのか精選し、グレードに応じて校長等の判断により外部へつなぐといった段階を経る必要があります。その際には、学校内でもチームで対応し、

一教師に任せっきりにしたり 1 人で悩ませたりしないということが大事だろうと思います。

(鈴木市長)

コミュニティ・スクールは次の議題になりますが、地域と学校が一緒になってイベントを開催するだけでなく、保護者から理不尽な要求を受けた場合に学校で抱え込まずに、例えば地域の自治会や民生委員の方と一緒にあって対応してもらおう等、地域の力を活用するものになればと思います。

(花井教育長)

先ほどの資料説明や市長からも部活動のことが挙げられました。部活動についてチーム学校という観点でご提言があれば承りたいと思います。

(鈴木委員)

部活動の外部指導員については、今年度末までに国が策定するガイドラインを待って浜松でも進めていきたいという話がありましたが、国が示すのはあくまでガイドラインにすぎませんので、私は国のガイドラインを待たずに進めても良いのではないかと思います。

教員の多忙化、子どもと向き合う時間を確保したいという議題は、何年も前からいろいろな会議で取り上げられ、そのたびに様々なアイデアが出ていますが、なかなか成果が出ていません。出口の見えないトンネルのような議題だといつも思うものですから、浜松市としての方針を明確に示したほうが現場で働く教員の負担感の軽減にもなり、保護者への問題提起にもなるのではないかと思います。外部指導員にまつわる責任の所在やけがをした場合の保険等の問題についてクリアにすることができれば、スピード感を持って進めていくことができると思います。

外部指導員の導入には相当な費用がかかりますし、どのように人材を確保するかについても検討しなければなりません。部活動の負担が軽くなることで教員の時間が有効に使えるのであれば、進めるべきだと思います。

(太田委員)

部活動の正顧問になると練習や大会でほとんど休みがなくなることもあるほど教員の負担が大きいものになりますので、外部指導員の導入により少しでも軽減できればと思います。

(石田委員)

「はままつ人づくり未来プラン検討委員会」の中に部活動に関して検討する委員会はありませんか。

(指導課長)

「はままつ未来プラン検討委員会」の下部組織「学校運営改善推進部会」で教員の多忙化等々の検討をしており、その中の一部分として部活動についても検討しています。部活動指導員については、国の法改正に対応し、現在中学校で無償で外部指導者をやっていた方にアンケート調査を行っています。調査結果がまとまり次第、制度設計に向けたスタートを切りたいと思っています。

(安田委員)

部活動は本当に長い間いろいろな課題があり、教員の多忙化でも大きなネックになっている部分だと思います。新年度に部活動全体を担当する職員が一番苦慮するのは、顧問選びです。競技経験や指導経験がある教員がいるものから決まっていき、どの学校でも必ず 1 つか 2 つ顧問が見つからない部活動が出てきます。そういったものは最終的に若いというだけで 20 代～40 代ぐらいの教員に「やってくれる人が見つからなければ廃部にするしかない」等と説得し、顧問を引き受けてもらうことになります。

(鈴木市長)

顧問が決まらないものは、運動部ですか。

(安田委員)

両方あります。特に吹奏楽や合唱等が盛んな学校で顧問を務める教員が異動する場合は、次も指導力のある教員が赴任して来ないとレベルが維持できません。校長が教育委員会に人事の希望を伝えますが、どの学校も同じように満足いく結果は得られませんので、結局無理を承知でやってもらっているというのが現状です。

昔、部活動を地域で行うクラブという制度がスタートしましたが、人材が思うように集まらない等の理由からほとんどが機能できなかつたのではないかと思います。これはやむを得ない部分がありますので、せめて部活動の顧問を引き受けた教員の業務を軽くすることができればと思います。家庭の事情等で部活動の顧問ができない教員がその業務を引き受けたり、アシスタントに業務を振り分けたりすることができれば良いのではないのでしょうか。

(渥美委員)

特に中学校の部活動は今の体制では行き詰まると思います。生徒数が少なくなれば教員の配転も少なくなり、現在でも廃部となる部活動が増えています。部活動を学校に残すのであれば外部指導員にお願いせざるを得ないということになりますが、人材の確保が課題となっています。外部指導員を確保するために様々な工夫を施さなければ、中学校から部活動がなくなるか、非常に限られた部活動しかできないという時代がすぐそこまで来ていると思います。

(鈴木市長)

例えば、部活動の外部指導員に専門性は必要でしょうか。子どもが練習をしている間の安全だけを見守ってもらうのであれば、地域の方をお願いすることもできるのではないのでしょうか。

(渥美委員)

剣道や柔道は有段者の方をお願いしないと難しい部分があります。

(鈴木市長)

剣道や柔道は少し特殊ですね。

(渥美委員)

指導者の有無が試合や大会での勝敗を左右します。

(鈴木市長)

現在でも競技経験や指導経験のない教員が顧問をしている部活動もありますし、そういったものを学校の部活動に求めるのかについては、検討が必要です。

(渥美委員)

毎年優秀な成績を残す学校の顧問が異動すると今度は赴任先の学校が強くなるように指導者の力量の差に大きく左右されます。勝敗にこだわるのではなく、スポーツとして部活動を割り切るのかどうかという検討段階が来ているとも感じます。

(鈴木市長)

全ての部活動に専門的な指導は求められないと思います。

(渥美委員)

経験がない教員に指導を任せるのか、それなりの力量を持っている外部の指導者にお願いするのか選択する必要があります。

(鈴木市長)

外部指導者となる人材が集まらないといった問題もあります。

(渥美委員)

人材が集まらない原因を調べ、原因に応じた対策を講じる必要があります。

(石田委員)

教育者、保護者の立場ではどちらの意見も分かりますが、やはり子どもにとっては、うまくなりたい、強くなりたい、勝ちたいといった気持ちが出てきますので、専門性を持った方の指導を受けるほうが良いに決まっています。ただし、毎回専門的な指導者に見てもらわなくても良いかもしれません。

(鈴木市長)

本当に専門性を持って選手として強くなりたい場合は、スポーツ少年団やスポーツクラブに通うといったこともできます。専門性を学校に求めるべきではないと思います。

(渥美委員)

おそらく今の体制では、中学校は学校単位、小学校では学校の部活動とは違う仕組みである民間の教室等の単位で勝敗を争っているということがあると思います。どちらの方向で進めるのか、選択の問題だと思います。

(石田委員)

最近ですとボランティア活動をする部活動もあり、こういった部活動では指導に必要な資格等はありませんので、地域人材が活用できるかもしれません。一辺倒に決めずに柔軟に対応すべきだと思います。

(鈴木委員)

浜松市として部活動をどうするのか道筋を示し、取捨選択していかなければ、時代に乗り遅れてしまうような気がします。

勝負は二の次で、協調性や社会性等を求めるのであれば学校の部活動へ、プロの選手を目指すのであれば専門性のあるところへ、といったように、市として学校の部活動がどのような方向に進んでいくのか選ばなければなりません。教員の力量任せにするのではなく、はっきりと決めていく必要があると思います。

(石田委員)

違う観点からになりますが、子どもの数も指導者も減っているのであれば、これからの部活動は近隣の学校と1つの部活動、合同チームということも考えられる時代になってきていると思います。

(鈴木市長)

それも大事ですね。学校単位で部活動を制限する必要はありません。

(安田委員)

現在でも自分の学区の中学校にやりたい部活動がない場合は、隣の学校の部活動に参加できます。

今、外部で部活動のような働きをしているもので一番大きいのはスイミングではないかと思います。水泳部のある学校は減ってきています。サッカーもジュニアチームに入っていて学校の部活動ではやらない子もいますし、そういったものがきちんとした組織になれば良いかもしれませんが、そこに通えない子どもには、どのように対応すべきなのでしょう。

保護者の部活動に対する考え方も様々ですし、その対応を学校に任せてしまうのは酷なので、浜松市の今の行き詰まった状況を打破するためには、部活動で技術的な指導を行うべきか否か、行わない場合はその対応策についての方針を打ち出す必要があります。その際には、市の中心部の学校とそれ以外の学校との地域差等も考慮しなければなりません。

(花井教育長)

それでは、3つ目の「ウ 意識改革を促進するためには？」についてご意見、ご提案をいただいてから、まとめに入りたいと思います。

(鈴木委員)

先ほどの資料で港区が保護者に教員の定時退勤について周知する文書を通知したとのことでしたが、浜松市でもこれを実践すれば良いのではないかと思います。

例えば、学校で研修を行う曜日を決め、その日は研修のため一切電話に出られないことを地域を含め

た保護者の方々に通知すること等が考えられます。コミュニティ・スクールがもう少し機能すれば、このような取組の後押しとなるのではないのでしょうか。これにより教員自身が何を優先しなければならないのかを考える意識改革にもつながると思います。一番費用がかかりませんし、おそらく保護者の方で反対をする方は少ないのではないかと思います。港区の取組結果や経過について情報があれば知りたいです。

(花井教育長)

港区の成果等についても今後確認をしてみたいと思います。

(鈴木市長)

緊急の場合は別として、そうでなければこのような対応もできるのではないかと思います。

(花井教育長)

緊急の場合は教育委員会へ連絡してもらおう等の対応も考えられます。

(鈴木市長)

そうであるならば、曜日を限定する等して実施することができるのではないのでしょうか。

(石田委員)

保護者は全てを電話で伝えるのではなく、子どもを通してメモを渡す等の配慮が必要だと思います。教員が自身の意識改革をすることだけではなく、保護者の意識も変えていかなければうまく進んで行かないと思います。

(鈴木市長)

理性的な行動が取れない保護者に対して、どのように対応するのかといったことも考えられます。

(花井教育長)

その点はチーム学校の観点からも検討する必要があります。

それでは、私がお話を聞いていて思ったことを少しまとめたいと思います。「教員の授業準備時間の確保」については、多忙感と多忙化の違いを踏まえ、多忙感を招く質の問題と多忙化を招く時間の問題についてしっかりと区別し対策を検討すること。また、教員の本来業務とそうでない業務を精選するために業務の棚卸しを行い、それに対して適切な対応をすべきではないかというお話をいただきました。

それから、教員自らが多忙の原因を分析し提案すべきではないか。それに対し、教員サイド、学校サイド、教育委員会のそれぞれの主体ごとに分類し対策を考えていくべきではないか。市長からは事務処理、部活動、困難な指導を要する子どもへの対応、クレーム対応といった 4 つの大きな視点で切り口を変えて捉え直してみる必要があるのではないかというお話をいただきました。

「チーム学校」については、それぞれのケースのグレードに応じた対応や、チームとして教員を 1 人で悩ませない配慮が必要になってくるのではないか。これについては、コミュニティ・スクールで培った

地域力を活用すべきではないかということがありましたが、これは次の協議事項になりますので後ほどお話をいただければと思います。

部活動については、国のガイドラインを待たずに市独自に進めたらどうか。部活動のあり方そのものを問う、部活動に何を求めるのかについて教育委員会として覚悟を持って示すべきではないか。教員の力量任せでは行き詰まってしまうので、例えば近隣の学校との合同チーム等、浜松の状況に合った弾力的な取組を考えたらどうかというお話をいただきました。

それから「意識改革」については、港区の教育委員会で実施している教員の定時退勤についての周知等まず予算のかからないことでスタートしたらどうか、教員だけではなく保護者の意識改革も必要であり、意識改革が図られない保護者にどう対応するかというお話もありました。

最後に、全体的を通して提言をしたいことについて教育委員の皆さんから、最後に市長からお話をいただいて締めたいと思います。

(渥美委員)

問題は多岐にわたりますが、質の問題への対応として最後に一言申し上げたいことは、教員には生徒や保護者との人間関係の構築に極力努めてもらいたいということです。それこそが教育の基本であり、人間関係にボタンの掛け違いが生じ始めると敵意丸出しの関係になってしまいます。そこに最も注意を払い、日々の努力を心掛けていただきたいと思います。

(鈴木市長)

教員の多忙化にはいろいろな原因や複雑な事情があると思いますので、まずやれることからやっていく必要があります。部活動については、引き受け手がない部活動の顧問を無理やりやらせるのはよくないと思いますが、一方で部活動が好きで仕方ない教員もいます。そのような方にとっては部活動で忙しいと感じることはないでしょうし、授業に没頭したい教員は部活動を負担に感じているかもしれません。多忙化には感覚的などころも多分にあると思いますので、きめ細かく対応していくことも必要だと思いますし、制度で対応できることと個々に対応していくもの、困難事例に対しては地域も含めたチームで対応していかなければなりません。これをやれば多忙が全て解消するというものはありませんので、1つ1つきめ細かく対応し、事務の棚卸し等やれることは速やかに実践していく必要があると思います。

(2) 「コミュニティ・スクールの推進」について

(花井教育長)

それでは、本日の協議事項 (2) 「コミュニティ・スクールの推進」についてに移ります。事務局から説明をお願いします。

(教育総務課 学校・地域連携担当課長)

資料 2 をご覧ください。「1 概要等」について、1 点目、浜松市教育委員会では、第 3 次浜松市教育総合計画に基づき、地域とともにある学校づくりを目指すため、学校・地域・保護者が連携し学校運営を進める仕組みであるコミュニティ・スクールについて、推進モデル校での実施検証を行っています。

2 点目は国の動きです。本年 4 月、社会教育法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」）の改正に伴い、コミュニティ・スクールの取組における社会教育分野との密接な連携体制や基盤整備の構築の重要性が色濃く打ち出されました。

次に、「2「市民協働の推進に関する研修会」の開催について」、概要で述べました関係法令の改正概要に対する理解を深めるとともに、今後における本市の庁内連携協力体制のあり方を考える機会とするため、関係課所属職員を対象とした研修会を次のとおり開催しました。日時、会場、参加者、内容等についてお伝えいたします。

まず平成 29 年 8 月 30 日（水）午後 1 時 10 分～午後 4 時まで、浜松市役所本館 8 階 全員協議会室にて行いました。参加者は、学校教育部の全ての課、コミュニティ・スクールの本格導入に当たり調整を必要とする課及び社会教育施策所管課等です。14 課 36 人の参加を得ました。内容について、2 つの法令改正を受け文部科学省から 2 人の講師をお招きしました。講演 1 では、社会教育法に関わる内容として、「地域学校協働活動の推進について」をテーマとし、文部科学省生涯学習政策局 社会教育課 地域学校協働活動企画係長 山下邦子氏にお話しいただきました。講演 2 では、地教行法に関わる内容として「学校運営協議会制度の改正を踏まえた対応について」をテーマとし、文部科学省初等中等教育局 参事官（学校運営支援担当）付 学校運営支援企画官 藤岡謙一氏にお話をいただきました。

最後に、研修を受けての今後の課題です。(1) 学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクール導入に向けての制度設計が挙げられます。細かく整理いたしますと、3 つあります。まず 1 点目に、既存制度等の見直しです。類似する制度等との整理について、本年度は、学校評議員制度から学校運営協議会制度への移行に向けた協議を行っています。2 点目として、学校運営協議会規則の制定です。地教行法に基づく学校運営協議会の設置に向けて、平成 30 年度から準備を進めまして、平成 31 年度内に学校運営協議会規則を制定したいと考えています。3 点目です。市立小・中学校に学校運営協議会を設置する年次計画の作成です。学校運営協議会規則に基づいた段階的な学校運営協議会の設置について、平成 32 年度からの年次計画を作成してまいります。

課題の 2 点目です。(2) 地域学校協働活動の推進に向けた市長事務部局関係各課との連携です。まず「ア 基盤整備と役割分担の確立」です。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の密接な連携・推進に向けた基盤整備と役割分担を構築していく必要があります。さらに「イ 地域学校協働活動のあり方」地域学校協働活動の推進にかかる実施体制（地域学校協働本部）のあり方について協議を行っていく必要があると考えます。以上の課題を踏まえて御協議くださいますと幸いです。

（花井教育長）

ただ今の説明について、ご質問はありますか。

（鈴木委員）

「3 今後の課題」(1) イ、ウの規則の制定、年次計画の作成について、なぜ規則の制定が 2 年先、年次計画が 3 年先になるのでしょうか。

（教育総務課 学校・地域連携担当課長）

規則の制定について、現在推進モデル校で法令に基づかない形での取組をしています。最終的に教育

委員会規則を制定していくこととなりますが、関係各課との調整、当事者である学校の意見、モデル校での実施状況の検証を反映しなければなりません。規則を作って設置することは、言ってみれば簡単なことかもしれませんが、設置することにより、より効果を上げ、学校を支援するための規則としたいものですから、内容について慎重に吟味をしていきたいと考えています。

(鈴木市長)

文部科学省からの指針に基づくものですか。

(教育総務課 学校・地域連携担当課長)

本年度から学校運営協議会の設置が努力義務になりました。これが法改正の内容ですが、それぞれの市町教育委員会での規則の例があり、他都市のものも参考にしながら作っていきたいと思っています。

(鈴木市長)

私も鈴木委員と同じで、規則でがんじがらめにする必要はないと思います。むしろ柔軟に運営できるように最低限の項目だけ定めておいて、あとはそれぞれの学校の状況に応じて進めれば良いのではないのでしょうか。

(鈴木委員)

平成 32 年度からの年次計画の内容は、学校ごとにどのように設置をしていくかというものだと思いますが、このスケジュールはいつ頃終わるのですか。

(教育総務課 学校・地域連携担当課長)

ゴールについて、はっきりしたものは定めておりませんが、今後の教育委員会や総合教育会議でご協議いただければと思います。

(鈴木市長)

年次計画は、具体的に何をうたっていくのですか。

(教育総務課 学校・地域連携担当課長)

規則に基づくコミュニティ・スクールを市内の小中学校に全校設置するまでのスケジュールを設定します。

(鈴木市長)

この計画は学校ごとに作るのではなく、教育委員会で作るのですか。

(教育総務課 学校・地域連携担当課長)

教育委員会が計画を作成し、各学校に学校運営協議会を設置するものになります。

(石田委員)

努力義務による設置に関して、私も研修会を傍聴し、講師の方が「やるかやらないかではなくて、いつやるかということが問題です」とお話されました。学校によって状況も違いますので、教育委員会として準備ができたところから順次設置というわけにはいかないのでしょうか。

(教育総務課 学校・地域連携担当課長)

おそらくそうなると思います。設置するためには各学校で委員の確保をしていただかなければなりませんので、そういった学校側の準備があるかと思います。

(太田委員)

資料 3 の (1) アの学校評議員制度から学校運営協議会制度へということは、ゆくゆくは学校評議員制度が廃止されるということですか。

(教育総務課 学校・地域連携担当課長)

このねらいについて、先ほども教員の多忙化についてご協議いただきましたが、学校評議員制度と学校運営協議会制度を併用すると、会議体が増える、あるいは委員が重なることがありますので、これを一本化することも必要ではないかと考えています。一方で、学校の実態に応じて学校評議員制度を残し、学校運営協議会が導入されてもそのまま併用していくという考え方もあるかと思いますが、これはまた検討事項になるかと思います。

(鈴木市長)

それぞれの地域の事情がありますし、最低限のことだけ決めておいて、地域で柔軟に運用していけば良いのではないかと思います。杓子定規に構えて、絶対にふるさと教育をやらなければならないといったものではなく、部活動の指導者が不足しているのであれば、地域の人を巻き込んで指導の協力を仰ぐ等、学校が困っていることを地域に助けてもらうことがコミュニティ・スクールの大前提になると思います。

(鈴木委員)

私も市長がおっしゃったことがコミュニティ・スクールだと思います。現在もモデル校ごとに取組の形が違いますし、得意分野や始めやすいところからまずスタートし、動き出しながら考えれば良いと思います。こういうことをやってはいけない、これはコミュニティ・スクールを行うための本分ではないというような縛られた法律ではなく、いかに学校をうまく運営していくか、教員が多忙化にならずに地域を巻き込んで、いろいろなことに協力してもらうための法律であるので、スタートを早めてでもできることから、見切り発車でも良いのでやっていったほうが早い段階で地域を巻き込めるようになると思います。

(鈴木市長)

例えば学校が荒れてしまって困っている、学校教育に地域と協働してこういうことをプラスしてみた

い、先ほどのように部活動で困っていて地域の方に助けてもらいたい等、その学校にとって重要な課題が学校や地域によって変わってくると思います。

地域の実態に対応するためには、最低限の規則を作っておいて、後から実態に即して機能するように調整していくことが大事ではないかと思います。

(太田委員)

市長がおっしゃるように、その地区によって状況が全然違うと思います。「市民協働による人づくり」のためには、学校側だけ発信するのではなく、地域からも声が出てくるようにする必要があります。浜松は 5 年ほど前に公民館が協働センターという名前に変わりましたが、協働センターが学校や地域とどの程度関わっているのかという部分では、一般の方が協働センターを利用することは少ないように思いますので、地元からも学校に働きかけていくことができれば、うまく行くのではないかと思います。

(鈴木市長)

コミュニティ・スクールの導入に当たり、またいろいろな事業が学校に持ち込まれるのではないかと教員が警戒している部分があると思います。運営協議会委員に対して、今までは学校評議委員だから評論家でもよかったですが、今度は運営協議会委員ですので、あなたが汗をかき、教員の負担を和らげ、悩みを取ってあげる、それがコミュニティ・スクールだということを最初に位置付けなければ、教員の仕事が更に増えることにつながりかねません。

(太田委員)

地域が教員を助け、良い人材は地域にたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方たちをうまく活用していければと思います。

(花井教育長)

今市長がおっしゃった点については、8 校の推進モデル校で、学校が多忙化になるものではなくて、学校が助けられ、校長がこういう学校にしたいという学校の経営目標やグランドデザインが認知され、地元からお墨付きをもらうという取組が進められています。

太田委員がおっしゃった協働センターとの連携については、地域学校協働本部との関係もあろうかと思いますが、これだけ市域が広くて大規模校から小規模校まである浜松市ですので、それぞれの学校、あるいは中学校区単位でいろいろな対応ができるような制度設計に取り組んでいければと思います。

それでは、時間になりましたので、ここで事務局へお返しします。

4 その他

(事務局:企画調整部長 山名)

ありがとうございます。

4 その他として、事務局から次回の会議について連絡をさせていただきたいと思います。

(事務局:企画調整部次長 藤野)

次回の会議は「教育の IT 化」をテーマとして、前回の会議でご提案いただきました慶應義塾大学の中室牧子先生をお招きし、12 月 12 日の開催を予定しています。ご予約いただきますようお願いします。

(鈴木市長)

その頃には、タブレット端末を活用した学習応援システムの検証結果は出ていますか。

(花井教育長)

出ています。

5 閉会

(事務局:企画調整部長 山名)

それでは、以上をもちまして第 2 回総合教育会議を閉会します。